平成２２年（フ）第４０２号
三重県松阪市大黒田町280番地２サウスヴィラＡ102、申立時の住所奈良市敷島町２丁目499番地　サンハイム桂山101号
債務者　安永　健治
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４９０号
奈良市南紀寺町２丁目357番地の１
債務者　佐伯　一直
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４９６号
奈良市学園大和町１丁目31番地の１　脇坂マンション301号
債務者　野口　秀明
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５８３号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ21―201号
債務者　白石　允彦
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０２号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目26番14―501号
債務者　小倉　友美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７０号
鳥取県米子市大工町105番地　市住106号
債務者　森尾賀代子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１９９号
鳥取県米子市上後藤３丁目２番12号
債務者　平田　廣雄
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３５８号
岡山県倉敷市中島2246番地106
債務者　小林　千恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１４５２号
広島県東広島市八本松町飯田1663番地175
債務者　前田　成彦
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５３号
広島市西区横川町２丁目５番18―902号
債務者　瀬戸　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６８号
広島市南区青崎１丁目１―24、住民票上の住所広島市南区青崎１丁目１番26―403号
債務者　萬　　朝美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２９号
広島県安芸郡海田町国信２丁目２番32号
債務者　井手　幹彦
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７２号
山口県下関市彦島西山町３丁目８番11号、前住所福岡県北九州市小倉南区石田町13番21号
債務者　益田　定子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
山口県下関市富任町３丁目１番22号
債務者　濵田　和隆
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目５番27号
債務者　林　　京子（旧姓髙井）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１８０号
愛媛県新居浜市久保田町２丁目４番52号
債務者　池田　光恵
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１８１号
愛媛県新居浜市田の上４丁目２番45号、旧住所愛媛県新居浜市又野３丁目３番38号
債務者　矢葺　玉喜（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　松山地方裁判所西条支部